

平成22年度第6回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成22年9月21日(火) 午後2時00分から午後3時30分まで				
開催場所	平塚市役所東附属庁舎 2階 B会議室				
出席者	委員	会長 三澤憲一、会長職務代理 赤塚健、委員 三浦克美、委員 加藤邦裕			
	特定行政庁	まちづくり政策部長 久永逸雄、建築指導課長 石井浩三、建築指導課課長代理 井上徹、同主査 小澤勲			
	事務局他	建築指導課課長代理 武井隆、同主任 寺島俊太郎、資源循環課課長代理 高橋寿夫、同主管 久保利秋、まちづくり政策課課長代理 小野間孝、同主管 鈴木敏男、同主査 木原友生、開発指導課課長代理 山本三郎、まちづくり事業課課長代理 二之宮秀勇、建築住宅課課長代理 久保谷忍、同主管 高橋祐志、同技師 染谷健太郎			
欠席	杉本委員				
開催形態	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者	なし
会議録署名委員	三澤会長、加藤委員				
会議内容	<p>1 開会</p> <p>事務局から、欠席委員の報告があった。</p> <p>事務局から、平塚市建築審査会条例の規定により、本会議は成立している旨の報告があった。</p> <p>会議録署名委員は、加藤委員とすることで了承された。</p> <p>会議の公開に関する指針の規定に基づき、本日の議案はすべて公開とすることが確認された。</p> <p>2 議事</p>				

(1) 議案1 建築基準法第44条第1項第2号許可の同意について
(1件)

本議案は、幹道31号線(駅前大通り線)に路線バス停留所の上家を設置する案件であることに関し、本建築審査会会長である三澤委員より、同上家を専ら利用する事業者として本議案に利害関係を有するため、建築基準法第82条の規定に基づき、本議事に加わらず、進行を会長職務代理である赤塚委員にお願いする旨の説明があり、了承され、本議案については赤塚委員により議事が進行された。

資料に基づき、特定行政庁から当該案件の概要説明があった。

提案案件1-①について

本件の敷地の設定がされていない理由について質疑があった。

これに対し、平成16年度に法第44条第1項第2号による許可をした3案件についても、敷地設定をしておらず、本件もこれらに準ずる扱いとした旨の回答があった。

JR平塚駅北口駅前広場及び幹道31号線において、上家の設置されていないバス停留所は、本件以外にないのかとの質疑があった。

これに対し、幹道31号線西側歩道に停留所があり、これには上家が設けられていないが、当該箇所には商店街のアーケードがあるため、これが上家と同等の防雨機能を果たしている旨の回答があった。また、今後、当該停留所に上家を設置するかどうかについては、市土木部等との協議において判断していく旨の補足説明があった。

建築面積の算定方法について質疑があった。

これに対し、本建築物は、庇下部分全体に人が滞留する用途に供されることとなるため、当該部分は床面積に算入され、本建築物において、建築面積は床面積と同一となる旨の回答があった。

以上の質疑をもって、本案件は「同意」された。

(2) 議案2 平塚都市計画高度地区の適用の除外に係る意見聴取について
(1件)

資料に基づき、特定行政庁から当該案件の概要説明があった。

諮問案件2-①について

現在の平塚市環境事業センターごみ焼却施設の廃棄物の処理能力は294トン/日、また、大磯町ごみ処理施設の処理能力は90トン/日であり、これら両施設の処理能力の合計は384トン/日である。これに対し、本計画施設の処理能力は315トン/日であることに、この処理能力を定めるに至った根拠について質疑があった。

これに対し、平塚市及び大磯町のごみ排出量について、平成9年度時点の両市町のごみの総排出量に対する平成22年度時点の総排出量を5パーセント削減するという目標と、ごみ排出量の将来推計における最大排出量に基づき、本計画施設の処理能力を定めた旨の説明があった。

本計画施設の処理能力が現施設の合計処理能力より約20パーセント低いことに関し、ごみ排出量が将来的に減少すると見込む根拠について質疑があった。

これに対し、平成28年に大磯町に生ごみ専用の資源化施設を建設する計画があり、この施設における資源化によるごみ処理量の削減と、ごみの資源化・減量化の取組みによるごみ排出量の削減に基づき、本計画の処理能力を定めた旨の回答があった。

本計画施設の供用開始に伴い、大磯町ごみ処理施設の稼働は停止されるのかとの質疑があった。

これに対し、現在の平塚市及び大磯町の可燃ごみ量は、本計画施設の処理能力の範囲内に収まっており、平成25年4月の本計画施設の供用開始に合わせ、大磯町ごみ処理施設の機能は停止される旨の説明があった。

本計画施設の処理能力315トン/日について、これを超過して処理することは可能なのかとの質疑があった。

これに対し、処理能力315トン/日は、本計画施設の設置に先立ち神奈川県に提出した計画における値であり、これを超過することはできないが、本計画施設に設置される焼却炉の設備上の処理能力は、315トン/日に対して多少余裕がある旨の説明があった。なお、これは施設に関する値であり、実際のごみ処理量は、これより少ないと見込んでいる旨の補足説明があった。

本計画に係る事業の環境影響評価（環境アセスメント）における自動車交通への評価について質疑があった。

これに対し、工事中における平均の車両台数は328台、ピーク時の車両台数は438台と想定しており、工事用車両による交通への寄与率は低いと評価をしている旨の説明があった。また、施設供用開始後の廃棄物の搬入経路及び排出経路は、大神地区の住民団体との協議により決定した経緯がある旨の補

足説明があった。

これに関連し、本計画による市道大神3号線及び5号線の交通への影響について質疑があった。

これに対し、現焼却施設の廃棄物の搬入経路及び排出経路は当該路線を利用しており、本計画は道路交通混雑に著しい影響を及ぼすものではないと認識している旨の説明があった。

本計画において、現在の周辺の市街地環境をより良好にする点はあるのかとの質疑があった。

これに対し、市道大神3号線及び5号線を拡幅整備するほか、敷地内に市道大神3号線に沿って歩道状空地を整備し、また既存樹木を極力保全するなどにより、将来的に緑に囲まれるような施設を目指したい旨の回答があった。

本計画は、平塚市景観審議会による審議を経ており、これに関し、同審議会における意見とそれに対する市の対応はどのようなになっているのかとの杉本委員の質疑について、事務局から次のとおり報告があった。

- (1) 建物や煙突の色彩を、周辺の緑を引き立てるようなものにすべきとの意見については、これを踏まえた色彩計画の立案を専門家によるものとした。
- (2) 敷地内の既存樹木を極力保全すべきとの意見については、ランプウェイの位置を見直すなどをし、極力既存樹木を残す計画とすることとした。
- (3) ランプウェイのデザインを工夫すべきとの意見については、部分的に壁面緑化を施すこととした。
- (4) 外壁の仕上げを工夫すべきとの意見については、外壁の色彩計画により対応することとした。

また、「平塚市が決定した高度地区を、市が自ら適用除外とするのであれば、適切な説明を要する」との同委員からの意見について、事務局から紹介があった。

本計画の高度地区の適用除外に関し、「近年の廃棄物焼却施設の計画のなかには、建物を地階に埋設し、表面緑化を行うなどにより環境保全を図る計画もあることからすると、本計画について、建物高さを極力低く抑える計画としていけば、高度地区の最高限度に適合するとともに、良好な景観の保全や環境保護を図ることができ、また、本計画施設が後世にわたり利用される施設であることに鑑みるならば、より多くの建設費を要してでもそのような施設を計画すべきであった」との意見があった。

以上の質疑等をもって、本計画の高度地区の適用除外に関し、本建築審査会として、「平塚市が決定した平塚都市計画高度地区を自ら適用除外とするのであれば、市民に対して適切な説明を要する。なお、建物の高さを極力抑える計画としていれ

ば、より環境の保護や良好な景観の保全につながったと考える」旨の意見を市長へ報告することとなった。

3 その他

事務局から、平成20年度に裁決した平塚市黒部丘における確認処分の取消しを求める審査請求に関し、その後の経緯について報告があった。

次回の開催日程は、平成22年11月17日(水)となった。

4 閉会